

## 令和6年度第1回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

### 委員会の招集

- (1) 招集者 会 長 小野寺 秀也  
(2) 発送年月日 令和6年8月9日(金)

### 委員会の開催

- (1) 日 時 令和6年8月20日(火)  
○開会 午後2時00分  
○閉会 午後3時00分  
(2) 場 所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

### 議題

- (1) 審議事項  
遊漁規則の変更認可について  
(2) 協議事項  
第5種共同漁業権に係る目標増殖量等について  
(3) 報告事項  
イ 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について  
ロ 第5種共同漁業権の免許条件に係る令和6年度増殖事業計画  
(江合川漁業協同組合)について  
ハ 宮城県漁業調整規則の改正について  
(4) 話題提供  
令和6年度の広瀬川における天然アユの遡上状況について  
(5) その他  
イ 令和7年度提案素案及びアンケート調査の提出について  
ロ 自然共生サイトに登録された区域におけるブラックバスとアメリカザリガニ防除による生態系復元

### 出席委員

|     |                      |     |         |
|-----|----------------------|-----|---------|
| 会 長 | 小野寺 秀 也              | 委 員 | 高 橋 清 孝 |
| 委 員 | 菅 原 <sup>はじめ</sup> 元 | 〃   | 大 越 和 加 |
| 〃   | 十二村 實                | 〃   | 棟 方 有 宗 |
| 〃   | 眞 壁 一 良              |     |         |

### 欠席委員

|        |         |     |                      |
|--------|---------|-----|----------------------|
| 会長代理   | 千 葉 勝 美 | 委 員 | 菅 原 <sup>はじめ</sup> 元 |
| 委 員    | 高 橋 計 介 |     |                      |
| 執行部出席者 | 別紙のとおり  |     |                      |

【委員会の概要】

○事務局 武山総括課長補佐

定刻となりましたのでただ今から、令和6年度第1回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、7名の委員が出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の御挨拶を小野寺会長にお願いいたします。

○小野寺会長

(挨拶)

○事務局 武山総括課長補佐

ありがとうございました。続きまして、宮城県水産林政部長谷川副部長から挨拶申し上げます。

○水産林政部 長谷川副部長

(挨拶)

○事務局 武山総括課長補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。配布しております資料は、右上に番号を振ってございます。資料1といたしまして、審議事項「遊漁規則の変更認可について」、資料2といたしまして、協議事項「第5種共同漁業権に係る目標増殖量等について」、資料3といたしまして、報告事項(1)「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について」、資料4といたしまして、報告事項(2)「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和6年度増殖事業計画(江合川漁業協同組合)について」、資料5といたしまして、報告事項(3)「宮城県漁業調整規則の改正について」、資料6といたしまして、話題提供「令和6年度の広瀬川における天然アユの遡上状況について」、その他としまして「令和7年度提案書素案及びアンケート調査の提出について」、最後に添付資料としまして「外来種退治で淡水魚最後の楽園ー里山ため池をいつまでも」と記載されている資料以上8種類の資料となっております。

御確認をいただき、不足等がありましたら事務局にお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。小野寺会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

それでは、議事に先立ちまして、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。3番の菅原<sup>はしめ</sup>元委員と4番の十二村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議事は、お手元の会議次第により進めてまいりますので、よろしくお願いします。

## 【審 議 事 項】

### ○小野寺会長

まず、審議事項「遊漁規則の変更認可について」を上程いたします。県から御説明をお願いします。

### ○水産業振興課 阿部課長

それでは、資料1をお願いいたします。遊漁規則の変更認可でございますが、第5種共同漁業権の免許を受けております内水面漁業協同組合は、その区域内において、漁業行為を行うルールといたしまして、漁業権行使規則を定める必要がございます。また、遊漁規則でございますが、遊漁に係る一定の行為を制限、管理する場合は漁業法第170条第1項の規定によりまして、遊漁規則を定め、知事の認可を受ける必要がございます。この認可申請があった時は、知事は同条第4項の規定に基づきまして、本内水面漁場管理委員会の意見を聴くこととされてございますので、本日、御意見を伺い、御審議いただくものでございます。詳細は担当から御説明申しあげます。

### ○水産業振興課 深澤技師

私の方から資料1を用いて御説明いたします。

まず、資料1ページ目を御覧ください。こちらは内水面漁場管理委員会宛ての諮問文書の写しとなっております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。まず、本日御審議いただく遊漁規則の変更認可に係る概要でございますが、令和6年7月18日付で鳴子漁業協同組合から内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可申請書の提出がございました。こちら漁業法において、遊漁規則を変更しようとする場合には、内水面漁場管理委員会の意見を聴くよう定められていることから、今回御審議いただくものとなっております。

その変更内容について、変更点は1点ございまして、遊漁規則の第6条に遊漁の禁止区域として、鳴子ダム上流200メートルの河川区域内を新たに追加するものでございます。

変更理由について、まず、昨年、漁業権一斉切替の際に関係機関に協議しましたところ、鳴子ダムを管理する鳴子ダム管理事務所より鳴子ダムの上流下流それぞれ200メートルの区域については、施設の保護及び安全対策のため、立入をさせないよう回答がありました。それを受けて、鳴子漁業協同組合では、まずは規則には盛り込まず、口頭やチラシで遊漁者への周知を行ってまいりました。ただ、遊漁者への周知、指導を行っていくなかで、鳴子漁業協同組合と、鳴子ダム管理所の間で協議をし、より確実に立入禁止措置を実施するためには、遊漁規則に明記する必要があるという結論になりまして、今回、漁業権の設定されている上流の200メートルの区間について、遊漁規則に禁止区域として追加するものとなっております。

また、行使規則の方も現在、変更認可の申請がきておりまして、この禁止区域を同様に規定しますので、遊漁を不当に制限するものではないと考えております。

スケジュールについて、まず令和6年5月26日に鳴子漁業協同組合の通常総会で遊漁規則の変更について決議し、その後、7月18日に県に変更認可申請がありました。

そして本日の委員会で諮問したのち、今月の下旬を目処に県で遊漁規則と行使規則の変更認可を行います。そして、変更認可をしたのち、県広報に登載する予定としてございます。

続きまして、右側３ページを御覧ください。こちら上部に位置図を示しております。図中の青色の部分が漁業権が設定されている区域、赤色の部分が今回、禁止区域として設定する部分を示しております。また、３ページ下部には、鳴子ダム周辺の写真を載せております。

続きまして、４ページ目には今回、遊漁規則の変更認可に係る参考法令を載せておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

その右側５ページ目には鳴子漁業協同組合から、知事宛の遊漁規則及び行使規則の変更認可の申請書類の写しとなっております。まず５ページ目が、遊漁規則の変更認可申請書、６ページ目が変更理由書、７ページ目から１４ページ目が遊漁規則の新旧対照表及び変更後の遊漁規則となっております。１５ページ以降は参考として、行使規則の変更に係る資料を添付しておりますので、こちらについては後ほど御確認いただければと思います。

以上が審議事項「遊漁規則の変更認可について」の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

ありがとうございました。御意見、御質問等ございませんか。

遊漁者に関する利益、不利益については全く何の変化もないですね。今回差し当たって遊漁者に対する問題は何も生じないということですので、よろしいでしょうか。もし、意見がなければ、この遊漁規則の変化については提案どおりで差し支えないと、そのように答申することよろしいですか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

それでは、異議なしと認め、令和６年８月１９日付け水振第４１３号により諮問のあったこのことについては、原案どおり差し支えない旨を答申することといたします。

— — — — 審 議 事 項 終 了 — — — —

#### 【協 議 事 項】

○小野寺会長

次に協議事項に入ります。

協議事項「第５種共同漁業権に係る目標増殖量等について」をお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

水産業振興課の永木でございます。資料２に基づきまして、説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。こちらの件につきましては、今回初めて委員会で協議いただく内容となっております。第5種共同漁業権に係る目標増殖量の公示についてということで、内水面の各漁業権漁場で放流量の毎年の目標量について委員会の方からインターネットで公表するというこのことについて協議いただくものとなっております。

資料の1の公示の根拠というところでございますけれども、この公示について協議いただく経緯としまして、昨年、令和5年9月に漁業権の一斉切替えがありましたが、それに先立ち令和4年に水産庁から下の囲いにあるとおり、技術的助言として、海区漁場計画の作成等についてという通知がございました。その中で、第5種共同漁業権につきましては、漁業権者が増殖をするという場合でなければ免許されないというものであることから、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう委員会が毎年、目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量を公示するというように水産庁の方から示されております。こちらの通知の内容につきましては、資料5ページ目、6ページ目に抜粋を載せております。5ページ目が漁場計画の作成等についてという水産庁長官の通知の鑑文になっておりまして、その裏面6ページ目に網掛けで該当部分を書いております。先ほど申し上げたとおりでございますけれども、上の方の網掛けにありますとおり、第5種共同漁業権は漁業権者が増殖をする場合でなければ免許されずということで記載がございまして、その下に毎年度の目標増殖量等ということで、委員会が毎年その目標増殖量を委員会名でインターネット等で一括公示するということが水産庁より指示があったということでございます。ということで、今回インターネットでの公示について御協議いただきたいと考えております。

資料1ページにお戻りください。2の公示の方法でございまして、公示につきましては、インターネット等ということでしたので、宮城県の公式のホームページの中に内水面漁場管理委員会のページというものがございまして、裏面の2ページに、ホームページの写しを載せております。内水面漁場管理委員会事務局のページというところの真ん中あたりに今回の公示、目標増殖量等についてということで、表の形式で新たに掲示したいと考えております。表の中身につきましては、左から各漁業権番号ごとに漁業権者である漁業協同組合の名前を記載させていただきまして、その対象となる増殖を行っている魚種、それぞれの増殖方法ということで、毎年度の放流量、放流計画量を載せております。一番右側の目標増殖量ということで記載している数字につきましては、毎年2、3月の委員会で協議いただいている増殖事業計画の内容と同様の数字になっております。後ほど報告事項のところでお報告いたしますけれども、江合川漁協さんの放流量も明らかになりましたので、あわせてこちらに記載して、完成版という形で、インターネットで公表させていただければと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小野寺会長

御質問、御意見等ありませんか。

公表する内容については既にここで公開されているものですから、問題ないと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

これについてはこれまでとします。

— — — — 協 議 事 項 終 了 — — — —

### 【報 告 事 項】

○小野寺会長

次に報告事項に移ります。

報告事項（１）「令和６年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について」をお願いします。

○水産業振興課 瀧上主事

私の方から報告事項（１）「令和６年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について」について説明させていただきます。

まず、令和６年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会についての概要という資料を御覧ください。全国内水面漁場管理委員会の通常総会で協議した結果、議事については異議なく承認されましたが、その概要について御説明したいと思います。

総会は５月３１日に東京で行われ、小野寺会長と事務局とで出席してきました。表彰は今回は当県の方からは該当する方がいませんでしたが、委員特別表彰１名と、委員一般表彰７名、事務局表彰１名という形となっておりました。そして、滋賀県の林会長が議長となり、議事が進行されました。

まず第１号議案といたしまして、事業報告、収支予算及び余剰金処分案についてということで、令和５年度の余剰金が約２，１１８万円ほどありましたので、こちらは令和６年度への繰越金とするという形で異議なく承認されました。

第２号議案といたしまして、令和６年度事業計画案及び収支予算案についても異議なく承認されました。

そして、第３号議案として、令和６年度提案書案ということで、後ろに参考として、通常総会の資料を付けておりますので、後ほど御確認頂ければと思います。

２ページ目からその中の変更のあった部分について概要を載せております。

まずⅠ外来魚対策については、オオクチバス等の外来魚の生息状況を加味しまして、戦略的に普及、指導し、漁業協同組合等が適切な対応を実施できるよう、柔軟に活用できる予算の拡充を図ることなどの追加、Ⅱ鳥類による食害対策について、こちらがもともとⅢにあったものだったのですが、外来魚対策がⅠにあることから、Ⅱに鳥類の食害対策についてをもってきて、Ⅲに魚病対策についてを入れるという形で整理されています。主な内容としましては、カワウの個体数を令和５年度までに半減させる目標を設定していたのですが、平成２９年度以降リバウンドし増加傾向にあるので、令和６年度以降はより実効性のある中期目標を設定して、既存の広域協議会と連携し全国的な連携体制のもと国主導による緩和対策を推進するという形で修正がされました。

Ⅲ魚病対策についてですが、あゆ冷水病や、エドワジェラ・イクタルリ病について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る水域の特性に応じた対策を図るために河川内での冷水病の病原菌の時空間的な変遷や分布を把握するために基本的手法を確立しまして、全国河川における調査を実施することなど修正。

Ⅳの河川湖沼環境の保全及び啓発については、河川の適正流量の算出方法、水田などにおける環境負荷の大きい殺虫剤等の使用、異常繁殖しているオオカナダモ等の在来種への脅威、一部ダムの上流から流入された水がダムにストックされ、徐々に放流されることによる影響の調査など4つの項目について追加。

Ⅴの放射性物質による汚染対策については、関係法令において河川湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民にわかりやすく、丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることを、より一層国民に周知することなどについて追加。

3 ページ目、Ⅵのうなぎの資源回復については、にほんうなぎの資源回復について、国において内水面並びに沿岸海域における下りうなぎの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくことについて修正がなされるということで変更箇所について、異議なく承認されました。

そのほか、令和6年度の通常総会の議案の資料をつけておりますので、詳細については後ほど御確認いただければと思います。以上で説明を終わります。

○小野寺会長

これについて何か御意見ございますでしょうか。なければ次に参ります。

○小野寺会長

次に、報告事項（2）「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和6年度増殖事業計画（江合川漁業協同組合）について」をお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

水産業振興課の永木です。

令和6年度の増殖事業計画につきましては、2月に開催された委員会におきまして、御協議いただいておりますけれども、江合川漁協の分のみ、6月に開催される増殖委員会で決定されるということで未定となっております。今回は令和6年度計画について決定したということで、漁協さんより御報告をいただきましたので、この場にて御報告させていただきます。

資料4の1 ページ目でございます。江合川漁協の資源状況の報告と増殖事業計画になっております。3番の資源管理に関する取組の実施状況のところは薄く網掛けになっておりますけれども、令和5年の実績の隣に令和6年の計画ということで、入れさせていただきました。あゆについては令和5年の計画150kgに対して、実績が119kgであったということで、令和6年度も昨年度実績並の放流を計画しているということでございました。やまめにつきましても、令和5年の実績が70kgということで、これと同等の放流を計画しているということでございます。やまめの発眼卵といわなの放流につきましては、令和5年も実施しておりませんでしたけれども、令和6年もその計画はないというこ

とでございました。それから下の放流以外の増殖事業ということで、産卵場の造成ということも検討されておりますけれども、令和5年につきましては、河川環境や天候を勘案して未実施だったということで、令和6年度も天候等をみながら、委員会の方で判断して必要と認められる場合に計画して実施したいというように聞いております。

裏面2ページ目の一番下、8番に県の考え方ということで、他の漁協の方でも示させていただいておりましたけれども、令和6年度の増殖事業計画については、漁協の計画どおりとするというように県の考えについて記載させていただいております。以上でございます。

#### ○小野寺会長

県から説明終わりましたが、御意見ございませんか。なければ「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和6年度増殖事業計画（江合川漁業協同組合）について」はこれまでいたします。

#### ○小野寺会長

次に、(3)「宮城県漁業調整規則の改正について」をお願いします。

#### ○水産業振興課 阿部技術主任主査

私の方から、報告事項(3)「宮城県漁業調整規則の改正について」を資料5を用いて説明させていただきます。

宮城県漁業調整規則の改正についてでございますが、本県の漁業調整規則は令和2年に公布されておりますが、こちらの規則に関連する法律の改正がありまして、それに伴って改正の必要が生じているというものになってございます。概要といたしましては、まず、刑法の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布されたことに伴いまして、漁業法や、水産資源保護法など懲役を定める関係法律も併せて改正されております。また、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化に関する法律というものが、今年の6月26日に交付されておりまして、このうち、こちらの規則に関連するものとして、漁業法の改正規定というものが、令和6年7月16日に公布されております。こうした法改正を受けまして、各都道府県の漁業調整規則も改正が必要となってございます。

主な変更点でございますが、まず(1)といたしまして、刑法の改正に伴う所要の改正ということで、懲役と禁錮というものが一元化されまして、新しく拘禁刑というものが創設されたことによる文言の修正ということで、該当する条文が規則の第65条にございまして、これまで懲役と書かれていた部分が拘禁刑という形で改められるというものが大きな改正になります。

あわせて(2)の漁業法及び特定水産動植物の国内流通の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正でございますが、こちらは内水面は関係ありませんが、海面の方でクロマグロの違法な採捕があった際に、漁業法や、特定水産動植物の国内流通の適正化に関する法律、流通法と呼ばれているものなのですが、これらの法の規制を強化いたしまして、漁獲ですとか流通の管理体制の強化が図られたという形になります。規則に関する部分といたしましては、漁船の操業位置を把握するための機器の設置を命じられたものは、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為



をしてはならないことというものを新たに規定するものでございます。こちらは漁業法に新たにこの項目が追加されましたので、本県の規則についてもこの部分を新たに追加するというような形になります。

(3) その他ですが、その他の文言の改正も合わせて予定しております。

裏面を御覧ください。裏面3ページには、スケジュールを記載しておりまして、今後、水産庁や、仙台地方検察庁との協議を行いまして、さらにパブリックコメントなどを実施したうえで、9月から12月ぐらいにかけて、海区漁業調整委員会また、内水面漁場管理委員会の方に協議や諮問、答申を行いまして、来年、年明け1月から3月にかけて、水産庁と正式に規則改正の認可手続きを行い、さらに4月から5月にかけて、規則の改正の公示をしていくという流れで検討しております。いずれ、今後改めて協議させていただければと思いますので、御承知いただければと思います。説明は以上です。

○小野寺会長

ありがとうございました。何か質問等はございますか。

これはここでもう一回やるんですね。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

次回以降に、改めて正式な協議という形で説明させていただきます。

○小野寺会長

分かりました。なければ、この報告事項についてはこれまでといたします。

— — — — 報 告 事 項 終 了 — — — —

#### 【話 題 提 供】

○小野寺会長

次に話題提供「令和6年度の広瀬川における天然アユの遡上状況について」をお願いいたします。

○宮城県水産技術総合センター内水面水産試験場 庄子技師

宮城県水産技術総合センター内水面水産試験場の庄子と申します。今回は令和6年度の広瀬川における天然あゆの遡上状況について話題提供させていただきたいと思います。お手元の資料6にパワーポイントで説明いたしますものと同じものをプリントアウトしてございますので、見やすい方を御覧になって、お聞きいただければと思います。

宮城県の内水面水産試験場では、毎年、あゆの遡上状況を把握するために仙台市近郊を流れる広瀬川においてあゆの遡上調査を実施してございます。調査の目的ですが、ここに示したとおりで、天然あゆの遡上状況を把握することで、資源管理及び情報提供のための基礎データを得ることを目的として、調査を実施しております。調査の結果は毎年こういった形で、内水面水産試験場のホームページで、解禁の7月1日の前に、釣り人の皆さんに参考のためにお知らせして、今年のあゆはこうでしたというような情報をお届けしております。

調査ですが、毎年、あゆの遡上時期にあたる5月と6月に2回ずつ実施しております。上下旬に実施しております。今年は5月は9日と23日、6月は5日と18日に調査を実施しました。投網により採捕しておりますが、調査なので、漁業用の目合いの粗い投網ではなく、かなり目合いの細かい、小さなあゆまで網羅できるように調整した網を用いて、各調査点で10投して採捕しております。採捕については、広瀬名取川漁業協同組合様に御協力いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

算出方法ですが、まず、網1投あたりの採捕尾数を算出しました。各地点で10投しているのですが、水が少なくて10投できなかった場合や、10投以上した場合と比較検討するために、1投あたりに入ったあゆの量で算出しています。水産資源の専門用語で、CPUEと呼ばれていますが、単位努力量あたりの漁獲量といいまして、この場合は1網あたりに入った魚の量を示しております。

また、各調査地点で、採捕したあゆを最大50尾持ち帰り、標準体長及び体重を測定しております。

天然あゆと放流あゆの判別についてですが、広瀬川では人工種苗のあゆも放流されておまして、天然と人工のものは混在して捕獲される状況になっています。ここで、あくまで天然あゆの遡上状況について調べるために、ここにお示しいたしました側線上方横列鱗数と下顎側線孔の計測を行いまして、天然あゆと人工あゆの判別をいたしました。側線上方横列鱗数はここが側線ですけれども、それに対して第5鰭条の上の、上方横列鱗数が、天然あゆではだいたい16から20枚、放流では11から16枚というように放流の方が少ないということが分かっておまして、これを用いて放流あゆを判別しているということでございます。また、下顎側線孔というのはあゆの顎の部分ですけれども、天然では、左右4対の孔が開いていますが、放流あゆでは欠損したり、不完全になっているということが分かっているので、これを利用して、人工放流のものを判別しているという状況です。

まず、下顎側線孔を見まして、こちらの写真に写っているように欠けているあゆと、その他に揃っているが無作為に抽出したあゆを、10尾程度抽出いたしまして、それらのあゆに対して、側線上方横列鱗数を確認して、人工の判別を行いまして、平均の採捕尾数の中で天然あゆはどのくらいかという補正を行っており、それによってデータを算出しております。

また、載せてはいませんが、広瀬名取川漁協では令和5年度から北上川の天然あゆを移植放流しておまして、天然あゆなので、広瀬川の在来の天然あゆとは区別できないのですが、数をお聞きしたところ全体に対して、非常に少ないということで、特には考慮はしていないという状況です。

調査地点について、御説明します。調査地点はこの地図に示しましたとおり、広瀬川、名取川の合流点と、郡山堰の下流部と、愛宕堰の下流部の3地点で調査を行っております。広瀬川、名取川の合流点というのは、大体河口から約7.5kmのところにある、合流する場所からやや上流部分になります。その上流の郡山堰下というのは広瀬橋の付近にある郡山堰という堰堤があるのですが、その下流部で、河口から約10kmくらいのところになります。また、同じく愛宕堰下というのも愛宕堰という堰堤の下流部になりますが、ここは河口から約11kmほど離れた場所になってございまして、この3地点で調査を行っております。この郡山堰は左岸側から見たところで、こっちが上流、こっちが下流

ですが、この目の前にあるのは魚道でして、愛宕堰は逆に右岸側から見たところですが、左岸側に魚道が設置されており、両堰堤とも、魚が遡上できるようになっております。

では、実際の調査結果について示したいと思います。まず、あゆのCPU Eあたりの漁獲量について御説明したいと思います。こちらは合流点の調査結果になりまして、オレンジ色の丸が今年度の採捕尾数で、白抜きの青丸が平成24年から令和5年までの採捕尾数を示したものになります。また、赤色の横棒は、今年の採捕尾数は過去と比べてどうだったかというのを見るために、中央値というものをバーにして示したものでございます。

一番下流の合流点の結果ですが、これを見ると、今年は5月の上流のところはかなりあゆがとれたことが分かります。それ以降も6月上旬はやや少ない値が見られたのですが、5月下旬や6月下旬ともに過去の12年の中央値よりも、かなりたくさんあゆがとれていたという状況でございました。全体的にはかなり多い傾向であったのではないかと思います。

こちらは1つ上流の郡山堰下流の調査結果になります。こちら5月上旬、5月下旬、6月下旬において平成24年から令和5年まで過去の12年間の中央値よりも大きい値を示しておりまして、全体的には合流点と同じように、平年よりもかなりあゆが多い状況だったのではないかと想像されます。

続きまして、愛宕堰の下流の状況ですが、こちら先ほどの調査地点と同じように、5月の上旬から下旬、6月上旬下旬いずれも、調査期間を通じてあゆの数は非常に多かったというように推測されます。

これらの結果から、5月にCPU Eの値が非常に大きかったことから、遡上が例年よりもかなり早い状況だったのではないかと想像されます。また、3調査地点全体的に過去の12年の平均よりもかなり大きいという傾向であったことから、例年よりも遡上数は多いのではというように考えられました。

続きまして、各調査地点における標準体長を示したものでございます。こちら一番上から合流点、郡山堰の下流、愛宕堰の下流というように並べておりまして、平均値をグラフで並べておりますが、それぞれの最大最小値をバーにして、横並びにしております。こちらは令和元年の結果から推移をみるために並べております。グラフだと少々見づらいところがあるかもしれませんが、5月の結果の標準体長を平均でみると、合流点、郡山堰、愛宕堰の3調査点いずれも昨年度よりも大きさとしては小さくなっているというような状況でした。ただ、著しく小型化しているかということ、令和元年から見ると、平年の変動の範囲内に収まっているのかなというように見られます。

同じようにして、6月の標準体長について見てみます。こちら同じように上から合流点、郡山堰、愛宕堰と並べております。こちら5月と同じように、令和6年の結果は令和5年の結果よりもやや小型化はしていますが、著しく大きな小型化が見られたかというと、そういった状況ではなくて、大体例年の変動の範囲内で推移しているのではないかと見られました。

続きまして、あゆの肥満度について、御紹介したいと思います。肥満度というのは、体重に対する体長の比を示したものでございまして、この数字が大きいほど、魚が肥えているというような数字になります。

こちら先ほどの体長の表と同じように、3調査地点を並べております。まず、5月ですけれども、令和6年は昨年令和5年よりもやや大きくなっていて、少し魚が太っていた

という状況が見られました。ただ、合流点では顕著ですが、令和元年度から並べてみると、だんだんと肥満度が減少しているような傾向が見られます。

体長や肥満度に関わる重要な要素として、いろいろな成長に関わる要素はあると思うのですが、今回は河川の水位を比較してみました。こちらは国土交通省のホームページに水文水質データベースというものがございまして、長い期間、水位のデータをとっているホームページになります。郡山堰の下流の調査地点の付近に広瀬橋という観測所がございまして、こちらの5月と6月の水位を日ごとに並べてみたのが、このグラフでございまして、令和6年のところを実線にしまして、令和元年から令和5年までを点線にしてみたところ、グラフを見て分かりますとおり、実線が多くの場合、下の方に位置しており、過去5年間よりもだいぶ水位が少ない状況で、推移しているということが分かると思います。また、今回、時間の関係で示していないのですが、この水位をもっと過去から並べてみると、だいたい2016年からこの観測所の水位は減少傾向にございまして、近年、特に2016年以降になります。郡山堰あたりの水位は非常に少ないような傾向にあると思われまして、実際のデータでは、水位が少ないというような数字が表れていたのですが、現場ではどうだったのかということで、こちらが現場の写真でございまして、こちらが郡山堰の魚道の部分を下流側から撮った写真で、こちらは上流の端を撮った写真になっています。郡山堰には魚道が2つ設置されており、階段式の魚道が左岸側と右岸側に設置されています。階段式魚道は整備されていたのですが、ここをあまりうまく上れなかったことから、斜路式の魚道といって、大雑把にいうと、石を設置してブロックを並べた斜めの道を設置し、水を流してあゆを上らせようと魚道が設置されております。ですが、5月の調査で見たところ、魚道に全然水がなく、魚がとてもしゃないけど上れるような状況ではございませんでした。この階段式のところには水が流れているんですけども、ここにまず魚が到達するのが、難しいような状況でした。また、斜路式の一番上に段差があって、そこまで水が到達していない、要は斜路式のところに水が流れていない、そういった状況でした。それで、普段というか水が多い時はどうだったのかということで対比で示してみたのがこちらでございまして。こちらは6月5日に調査した時のものですが、この前に非常に雨が降りまして、ある程度増水した後に調査を行った図でございまして。こちらをみて分かりますとおり、魚道に水位が維持されておりまして、ここで少しの間観察していると、目の前をピョンピョン、ジャンプしていく様子が見えたりとれました。

今年度の遡上状況をみますと、先ほどのグラフで示したとおり、遡上個体数は多いというような状況がみられましたが、水位は非常に少ないというような状況でございました。こちらによって、堰の下で滞留する時間が増加する可能性があるのかなと考えられます。また、食物となる藻類の不足等も考えられまして、体長や、今年は少し良かったようですが全体的に低下しているような傾向も見られることから、肥満度にも影響が出てくるのかなと考えております。

最後に全体をまとめたいと思います。まず、今年の広瀬川のあゆですが、遡上の時期は5月に例年よりも多かったことから、遡上は例年よりも早かったのではないかと考えています。また、CPUあたりの捕獲尾数ですけれども、例年よりも多い傾向がみられたことから、遡上数は例年よりも非常に多いのではないかと考えられました。一方、体長と肥満度ですけれども、昨年よりもやや小型か平年並みの体長がみられて、肥満度は昨年よりも少し肥えていたという状況です。ただし、先ほども申し上げたとおり、肥満度は近年減少

傾向にありまして、また水位も最近少ない状況が続いております。今後は、こういったところを少し注視しながら、同じような調査を継続していくということが1つ、後は、可能な限りですけれども、水位とか、食物になるような藻類の環境条件、あとは、全体の水温ですとか、そういった環境条件なんかも関係があるだろうと考えておりますので、そういった関係を注視していければと思っております。それによって広瀬川のあゆ資源の状況を、今までも大きな傾向をつかんで調査をしてございますが、精度を向上して、より詳しく把握できる可能性があるのかなというように考えております。私からの発表は以上になります。

○小野寺会長

ありがとうございました。御質問などありますか。

○菅原<sup>はしめ</sup>元委員

どうもありがとうございます。

今、そのまともに出ていたのと同じ考えで、気仙沼大川自体が小さな川というのもありまして、魚の動きは目で確認できる川なのですけど、今年はやまめのひかり（銀毛やまめ）を釣るために3月から入ったのですが、渇水であまりいい状態ではなかったのですが、4月に入ってやまめをやめました。なぜかという、遡上するあゆが多くて、今まであまり見たことはないですけど、岸の浅いところに大群とはいいいませんが、結構な数で遡上がありました。だから、5月より早い時期に雨が若干あったり水量が多い時にたぶん海の状態がよくて、結構育った魚が早めにあがってきたんじゃないかと。それで、6月1日に特採により検体をとりましたが、大きさは去年より若干小ぶりだったんですけど、数が多かったです。鮎工房の新田社長が去年大きくなったあゆがいるということで、そのあゆの卵が孵化して、今年非常に小さいあゆが多かったような気がします。今でも23、24cmのあゆがとれる中で私は転がしを毎日やるんですけど、4、5cmの小さなあゆがまだかかります。今まではなかったんですよ。数が結構多いので、残ってくれて後で結果がよければいいんですけど、わからないので。ただ、嬉しい限りだっということとは事実だと思います。

○小野寺会長

眞壁委員は広瀬川について何かありますか。

○眞壁委員

わかりません。ずっと、休んでいたもので。

○小野寺会長

十二村委員、白石川はいかがですか。

○十二村委員

白石川も遡上が早く、数も多かったですね。魚道に入りにくいということがありまし

て、上の方にはあんまり上がってきてなかったようでした。

○小野寺会長

そうですね。今の話を聞いて、昔、日本海側でもものすごく遡上が多い時期が続いて、遡上が多いからと釣りに行くと、実はみんな小さいんですよ。広瀬川は昔から、天然ものでかいと言っていましたが、結局、遡上数が少ないとみんなでかくなる。だから宮城県も昔の日本海側並みに遡上数が多くて、魚の大きさと関係していると聞いて、実は私、広瀬川ずっと橋の上から見ていて、跳ねているのを見ると確かにこういうのもいるんですよ。昔の広瀬川では考えられない。大体みんな揃うんです。つまり、遡上数と川の許容量、餌の量と、昔と今はだいぶ違うのかなとびっくりしています。

よろしいですか。他にございませんか。ありがとうございました。

— — — — 話 題 提 供 終 了 — — — —

【そ の 他】

○小野寺会長

それでは次にその他（１）「令和７年度提案素案及びアンケート調査の提出について」をお願いします。

○瀧上主事

資料の番号はありませんが、その他として「令和７年度提案書素案及びアンケート調査の提出について」説明させていただきます。

こちらですが、例年のことですが、全国内水面漁場管理委員会連合会で６月に中央省庁に対する提案活動を実施しています。こちらについては先ほど報告事項の（１）でも説明させていただいた、通常総会の資料の中に入っている提案書の内容の部分になるんですけれども、こちらについて毎年報告をしております。基本的に、次年度の提案書のとりまとめに際しましては、毎年８月下旬から９月上旬ぐらいに各都道府県の内水面漁場管理委員会に対して、提案書素案の意見照会を行っているという状況でして、この後、全国内水面漁管連の方から当県に依頼があると思うんですけれども、こちらをブロック協議会の中で協議しまして、全内漁管連で再度協議、取りまとめが行われ、毎年３月の提案書の内容が決定するという状況です。９月上旬頃のアンケート依頼に合わせて、アンケート調査というものも実施されていまして、提案書素案の意見照会にあわせて回答依頼が全内漁管連から来ている状況になっています。例年であれば、提案書素案とアンケート調査については、委員会で審議をした上で回答するという形で対応していたんですけれども、下にある令和７年度提案書素案に向けたスケジュールという部分を確認していただきたいのですが、こちらにあるとおり、９月上旬頃に提案書素案とアンケート調査の依頼があった後、次回の内水面委員会が、１０月中旬から下旬頃を予定しているんですけれども、提案書素案とアンケートの回答が大体９月下旬から１０月上旬ぐらいに締め切りになるという状況でしたので、委員会で審議する前に締め切りが来てしまうという事情があるため、以下のとおり書面での回答ということで、お願いしたいというところでの御説明でございます。

前年度も同じような格好をとらせていただいたところではあるのですが、予定として、8月下旬から9月上旬ごろに依頼があったあとに、9月中旬から下旬頃にかけて、提案書の素案及びアンケート調査の事務局案を作成させていただいて、各委員さんに送付しますので、内容の確認をお願いします。その後、委員会前の9月下旬から10月上旬頃に、提案書素案及びアンケートについて事務局において、各委員さんからの御意見をとりまとめた上で、回答を提出する形としたいと思います。その後の、10月中旬から下旬頃の第2回の内水面委員会において、全内漁管連に対して回答した内容について、委員会の中で報告する形としたいと思います。この回答については、10月下旬から11月上旬にかけて行われるブロック会議の中で、とりまとめが行われますが、各委員さんから御意見の回収後に意見等がございましたら、事務局の方で修正案を作成し、会長より了承いただいた上で、提出する形としたいと思います。このような格好でお願いしたいと思います。

参考としまして、後ろにアンケート調査の昨年の回答を記載しております。提案書の内容については、報告事項（１）の通常総会の資料の中にある提案書の内容のとおりとなっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。以上です。

○小野寺会長

ありがとうございます。

昨年も全く同じやり方でやらせていただいていた、委員会のスケジュールとブロック協議会のスケジュールがうまく調整できなくて、委員会の前に素案とアンケートの答えを出さないといけません。去年でいいですと、アンケート調査を各委員にみていただいて、意見をとりまとめた上で私が目をとおして出します。提案項目について、各県から意見が出たものについて、こういう意見が出ましたという形で戻ってくるので、事務局と私で揉んで答えられるものは答えます。それを10月の委員会で示して、何か意見があれば、その時点でブロック協議会に連絡するとだいたい間に合うので、意見は一応全部つないでいけるので、ぜひこのスケジュールでお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○小野寺会長

ではそういうことで進めますので、よろしくお願いします。

○小野寺会長

その他（２）「自然共生サイトに登録された区域におけるブラックバスとアメリカザリガニ防除による生態系復元」について高橋委員をお願いします。

○高橋委員

私が参加しておりますシナイモツゴ郷の会というNPO法人があるのですが、2002年からブラックバス対策、2014年からアメリカザリガニ対策ということで活動しております。これらはいずれも外来種なのですが、特別採捕許可を県からいただいて、毎年実施しているわけでありまして。もう軽く20年以上になりますので、様々な成果がでており

ます。簡単にその概要を説明して、それで今取り組んでいるアメリカザリガニの有効活用というものもやっておりますので、それについても皆さんに味見をしていただくということを今回やらせていただければと思います。

スライドの方で説明しますので、前の方で説明させていただきます。

最初のスライド資料にもありますけれども、私たちがやっているのは、大崎市の鹿島台というところでして、この鹿島台の北側は里山地帯になっています。そこに昔から古いため池があります。大体、江戸時代、一部は鎌倉時代あたりまで、遡るのかなと思いますが、その南側には現在は田んぼになっていますが、昔は品井沼という宮城県が一番大きい沼でした。2000ha程度あるということでありまして。元禄時代から干拓されまして、1940年代に全部田んぼになってしまいました。一番大きな沼だったので、いろいろ調査が入っておりまして、そこでシナイモツゴという魚が、最初に捕獲されました。品井沼でとれたものですから、シナイモツゴと命名されました。ところが、この魚が行方不明になってしまいまして、しばらく宮城県では全滅したのではないかと言われていたのですが、1993年に調査したところ、このため池に住んでいるということがわかりました。このほかにも、このため池にはゼニタナゴという大変貴重で全国8か所にしか生息していない国の天然記念物級のタナゴや、小さいナマズのようなギバチ、ミナミメダカ、ジュズカケハゼ等が生息しておりまして、これらはいずれも元々品井沼に住んでいた魚です。ただ、ほかの地域ではほとんど絶滅しておりまして、国内外来種といって、関西地方から近縁の魚が入ってきたり、外来種のバスや、タナゴの外来種が入ってきて追いやられてしまいました。このため池に残っていたものは、外来種が入ってきておらず、生息し続けています。実は、この里山の住人が時々、この品井沼におりてきて、食糧とするために魚を捕っており、残りを毎年、ため池に放流して、秋深まる頃に池干しをして、取り上げて食糧にしていたという記録があります。そのため、品井沼の魚がたくさん残っていて、今でもこのため池は使われており、農業者によって守られているということです。しかし、1993年に見つかったのですが、1995年、1996年にブラックバスがたくさん入ってきました。バス釣りブームがあって、いろいろな人が自分の釣り場にするために、このため池に放流しました。この丸Bがブラックバスが侵入して繁殖したため池で、幹線道路の近くのため池ほとんどが放流されて、これを水源とする小川もブラックバスが群れを成していました。Sがシナイモツゴ、Zがゼニタナゴですが、この2つはかろうじて、放流されておらず、これは2000年に調査したのですが、このままいたら確実にここにも放流されて、これらも全滅するだろうということでしたので、農業者の方々と一緒にブラックバス退治としてため池の水を抜いて、完全駆除をするということをやりました。毎年、2、3か所ずつ行い、2002年から2015年にかけて、農業者たちが主体となってやりました。その結果、右側にありますが、里山からブラックバスが一掃されました。その結果、この川にもブラックバスはいなくなりました。そして、バスを退治したため池には子どもたちにシナイモツゴを育ててもらって、放流するということをやりました。さらに、大崎市には、生きものクラブという小中学生のグループがありまして、このクラブが毎年来て、この川の調査を行っています。この川はため池の水源地なのですが、たくさんの生物が増えてきてまして、最終的にはこの右の端にありますが、うなぎもたくさん獲れるようになりました。このうなぎも現在では絶滅危惧種でありまして、全国でいろいろなやり方で増やそうとしています。中には石倉といって大規模なカゴを設置したり



と、すごくお金をかけてやったりしてもいますが、このように外来種を退治することによって、確実にうなぎも増やすことができるということがわかりました。ブラックバスはそうやって10年くらいかけてやったおかげでいなくなりました。その後、いろいろな魚が増えてきたのですが、2000年頃からザリガニが増えてきました。私も知らなかったのですが、ザリガニは最初にこの水草を食べます。水草はザリガニが増えると2、3年でいなくなってしまいます。丸裸になります。そうすると、貝類を食べます。特に貝の小さいものを殻が薄いのでバリバリ食べてしまいます。そして貝がなくなります。この水草と貝類に卵を産むメダカや水生昆虫、タナゴ類もほとんど全滅してしまいました。シナイモツゴ等の卵も食べられてしまって、減ってきてしまい、大変だということで、ザリガニ退治を始めました。ザリガニが繁殖すると、砂漠のような状態になって、水質が非常に悪くなります。それと、ゼニタナゴが激減しているのが、発端だったのですが、この昆虫類も非常に減っているということで、昆虫を保全しようとしている人たちはせっせとザリガニ退治をやりました。ただ、彼らはザリガニを捕ることがあまり得意ではなく、一生懸命やってもあまり成果がないもので、もう嫌だと言い始め、最終的にはブラックバスがザリガニを食べるのだから、ブラックバスを利用しようじゃないか、もしくは、カムルチーを放流しようじゃないかというようなことを言い始めました。大変危険な状態になって参りましたので、彼らにはそのような特定外来種を使って、条件付き特定外来種のザリガニを退治するというのは認められない。もしそういうことをやるのであればマスコミを敵に回すようなものだということを警告して、やめさせている状態です。委員会なんかでも、昆虫の学会の会長がそのようなことを言っているので、それはだめですよということはかなり強く言っています。そういうことで、なんとかこのザリガニを退治する方法等をきちんとしなければならぬ、誰でも退治できるようにしなければならぬというように考えて取り組んで参りました。私たちが最初に取り組んだのは実は餌でした。ザリガニを捕る餌として、昆虫を守る人たちがやっていたのは、スルメや煮干しだったのですが、そんなものでたくさん捕れる訳がないんです。とても高いので、大量にやることができません。私たちがいろいろ調べた結果、実はドックフードが一番よく、生魚と同じくらいの効果があるということがわかりました。ドックフードはとても安く、どこでも手に入るのので、これを穴の開いたタッパーに入れますと、ザリガニはドックフードが大好きで、非常に大食漢なものですから、ぞろぞろと入ってきます。ところが、このザリガニは非常に獰猛で共喰いをします。ですから先に入った大きなザリガニがいて、あとは入ってこなくなります。ですから30尾とか50尾とか入ると入らなくなってしまいます。それでどうしたかというと、この隣に暗い部屋をつけます。アナゴカゴを2つ付けて、片方を暗くします。ザリガニの特徴として暗いところを好むという性質もあります。ですから、ここでザリガニがドックフードを食べて、明るい日には、食べ終わると安全な部屋として、暗い部屋に移動します。かなり速やかに移動しますので、だいたいこの明るい部屋は非常に低密度、空っぽの状態になってきますので、次から次へとザリガニが入ってくるという仕掛けです。ドックフードは1週間持つようにしてありまして、1週間設置することができます。そうすると1週間で高密度のところだと100尾以上を一回に捕獲できます。小型ザリガニも入るのですが、小型ザリガニ専用トラップというものも作っておりまして、右上の写真のとおりなのですが、入口に網を張って大型が入れないようにしてあります。それから、極小のザリガニについては人工水草というものがありまして、養殖ノリ網を束ねて、それを2束

合わせて設置しています。ザリガニが繁殖すると全く水草がなくなりますので、このような人工水草を設置すると、ここに小さなザリガニが集まってきます。また、ザリガニが少なくなるとほかの昆虫もこの人工水草を利用して増えてきます。実物を見てもらってもいいですか。これが人工水草で、養殖のり網を束ねたものです。これは、志津川で、クロソイ放流をやった時に、これを設置したら、クロソイの稚魚が集まってきたというのがヒントになっています。これが、新しく開発した、連続捕獲装置です。少し大型にはなりますが、大きなアナゴカゴと小さなアナゴカゴが横につながってあります。これがドックフードをいれたタッパーウェアです。穴の数を変えています。こちらが遮光膜をかけて暗くしてあります。そうするとここに最初にザリガニが入ってきて、30分くらいで、何百匹も入ってくるという状態です。最初の年は大体平均100尾ほど捕れます。その後、2、3年経つと20尾程度に減っていきます。完全駆除をするのは難しいので、今は1週間や2週間に1回ずつあげて、低密度で管理します。これだと誰でも簡単に捕れますので、船に積んでいけばかなり広いところでもできるということで、今、様々な場所でやっておりまして、全国的にも今、いろいろなところで利用されています。3年ほど前から、農水省でもザリガニ駆除を始めましてこの装置が使われております。それと、北海道のウチダザリガニでもこの装置が利用されています。こうしてザリガニをたくさん捕ると、当然ザリガニが少なくなってくるので、いろいろな生き物が増えてまいります。特にトンボのヤゴはこの人工水草での平均捕獲数が最初はゼロだったのですが、それが一基あたり100匹以上捕れるようになります。それから貝も小さいものが増えていきます。また、卵を食べられた赤蛙なんかも増えていきます。貝は底質にもかなり影響されるので、全ての場所で増えるという訳ではないのですが、その他のものはかなり増えるという状況であります。このバス退治とザリガニ退治、両方行うことによって、里山のため池の生態系復元あるいは保全をできるようになりました。これを維持していくためには、有効活用をして資金を一部獲得します。こういったことが評価されまして、今、国家戦略として、2030年までに国土の30%を自然保護区にすると戦略があります。そのなかの自然共生サイトという自然保護区、これは民間が管理していくというものなのですが、この自然共生サイトに認定されました。最近減少しているのですが、ため池は全国に15万個あります。里山というのは非常に重要だと言われているのですが、里山にあるため池については、ほとんど放置されており、どんどん変わってきているという状態であります。このような方法を導入してもらえば、いろんなところで自然保護区を拡大していくことができるのではないかと、ということで、今働きかけているとことです。

今日は我々が捕ったザリガニを試食してもらおうと思っています。中華料理屋で今、使ってもらっています。泉中央の聚鮮楼という中華料理屋がありまして、ここで、調理してもらったもの、3種類、マラー味という炒め物、唐揚げ、小型ザリガニをミンチして団子にして酸辣湯というスープに入れたものを試食していただきたいと思っています。

このアメリカザリガニは実はアメリカのミシシッピ川の河口が原産地でありまして、河口に住んでおりまして、海水に適応できます。海水といっても汽水75%とかのものです。これを海水に入れると浸透圧調節を行うため、要するに脱水されないよう、塩漬けにされないよう、自分の体液の中に遊離アミノ酸を増やします。特に筋肉に遊離アミノ酸が増えまして、それで、脱水されないよう調節しているという論文が20年ほど前に出されまして、それが他の甲殻類でも見られるということでありました。それならば遊離アミノ

酸というのはうま味成分だからおいしくなるのではないかということで、実際に4日間汽水で飼育してみました。これ、実においしくなるので、それで今日持ってきましたので、食べていただければと思います。

#### ○小野寺会長

一応、話は終わったのですが、高橋委員はブラックバスとの捕獲であるとか、ザリガニの捕獲などいろいろな方法を考え出して、効果をあげています。そのような活動について、御紹介いただいたのですが、せっかくですので、何かそういう活動全般について、御質問等あったらこの機会にぜひございませんか。

スイスイと考え出されるので、ワクワクしますね。他のこともまた考え出すのではないかと期待していますけれども。

#### ○菅原<sup>はしめ</sup>元委員

高橋委員が試験場にいたときに大川でブラックバスが見つかって、気仙沼に再三来てもらって、今はほとんどいませんけど、後で思ったのは、隣の岩手県の室根村で自分の池にブラックバスを放した人がいっぱいいたために、水があふれた時に農業用水から川に入ったのではないかと。すばらしい魚だと思ったのは三枚におろしても生きています。水を3時間ほど与えなくても生きています。食べてもすずきよりおいしいかなと思いました。骨離れがよくて、料理をうまくやれば、くさくもないしすばらしいものだと思います。

#### ○大越委員

お話ありがとうございました。いつも私も感心しながら、聞かせていただいておりますけれども、本当に生態系というものを理解して、しかしそれを自分たちだけでなく、自分たちの住んでいる近くのため池などいろいろ住民たちを巻き込んで、教育普及活動につながっているのは本当に素晴らしいと思っていつも感心しております。機会あればいろいろと御紹介していただきたいと思っているのですが、このSSC、シナイモツゴ郷の会、SSCについて具体的に教えていただけますか。

#### ○高橋委員

Society for Shinaimotsugo Conservation  
nです。

#### ○大越委員

品井のSではないんですね。一番はじめから違いましたね。これはホームページにもきちんと出てらっしゃるということでわかりました。

どうぞこれからもいろいろな方を巻き込んでいただければ、全国にこのような取組が広まれば本当に素晴らしいですね。杓子定規に上からいろいろこうなんだという教えはなかなか浸透しないのですが、このような自然な形で実感しながら、続けていけるとすごく素晴らしいなと思いました。ありがとうございました。

○高橋委員

菅原組合長からも言われたのですが、上流の農業ため池が稚魚の供給源になっています。ですので、これを完全に駆除しないと、川でいくらやっても繰り返しになってしましまして、それが内水面漁業者のブラックバス対策のモチベーションを下げてしまった原因になっていると私は思っています。ですので、農業関係者と連携して、そのもとを絶たないとダメだなというふうに思っております。そのときにはザリガニの退治も同時にやらないと、今度はザリガニが増えていくということになってしまいます。総合的な防除というのですが、これをきちんとやっていくと様々な生き物が復元してまいります。里山の生態系、その中でとっても重要なため池、ため池にしか住めない生き物もたくさんいます。そういったものを保全していくことができると、農水省でもそれによりやく気がつきまして、今彼らの7つの行政区で、そのような取組を始めています。今度の27日にため池セミナーというものがありまして、そこで、私が今日話したようなことを講演することになっているのですが、初めて農業関係の中でも紹介することができるようになってまいりました。これからそういうことも拡大していくのかなと思います。

○小野寺会長

ありがとうございました。

本日準備した議題はこれだけですので、本日の委員会はこれでおしまいいたします。ありがとうございました。

○武山総括課長補佐

事務局から次回の委員会の開催日程について、お知らせいたします。

次回の委員会の開催は10月の下旬を予定しております。開催日時など確定次第、御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

— — — — 委 員 会 終 了 — — — —

《議決（決定）事項》

議題

（１）審議事項

遊漁規則の変更認可について

（２）協議事項

第５種共同漁業権に係る目標増殖量等について

（３）報告事項

イ 令和６年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について

ロ 第５種共同漁業権の免許条件に係る令和６年度増殖事業計画  
（江合川漁業協同組合）について

ハ 宮城県漁業調整規則の改正について

（４）話題提供

令和６年度の広瀬川における天然アユの遡上状況について

（５）その他

イ 令和７年度提案素案及びアンケート調査の提出について

ロ 自然共生サイトに登録された区域におけるブラックバスとアメリカザリガニ防除による生態系復元

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

小野寺 秀也

署名委員

菅 厚 元

署名委員

十 二 村 貴

書 記

深澤 航太